

受付印

スポーツ開放使用団体登録

記入日 年 月 日

団体の名称		(フリガナ) -----	会員数	人
活動場所 (使用する学校すべて記入)		小学校 中	体育館 ・ 運動場	
活動内容 (主な種目)				
① (正)	管理指導員 氏名	(フリガナ) -----	住所	〒 ー
			電話	(自宅 職場 携帯番号) () ー
② (副)	管理指導員 氏名	(フリガナ) -----	住所	〒 ー
			電話	(自宅 職場 携帯番号) () ー
体育館の鍵		所持している ・ 鍵ボックス管理 ・ 借りに行っている ・ 必要ない		
主な団体構成		学校区内グループ ・ スポーツ少年団 ・ 市民グループ 職場グループ ・ 通学グループ ・ 友人グループ その他 ()		
主な構成メンバー		男性のみ ・ 女性のみ ・ 男女混合		
		(複数回答可) 小学生 ・ 10代 ・ 20代 ・ 30代 ・ 40代 50代 ・ 60代 ・ 70代 ・ 80代以上		
		(複数回答可) 初心者 ・ 中級者 ・ 上級者 ・ 経験者		
新規加入		募集している ・ 募集していない		
傷害・賠償保険		団体で加入 ・ 個人ごとで加入 ・ 加入していない ・ 把握していない		
所属・加盟団体		加盟団体名 (協会、連盟) 地区体育振興会 ・ 地区レクスポ推進委員会 ・ 地区スポーツ振興会 所属・加盟していない		

この調査による個人情報の収集・利用・管理については、「周南市個人情報保護条例（平成16年3月30日条例第13号）に基づき、適正な維持管理を行います。

提出先：各学校へ申請書（4枚複写）と併せて提出、確認後に返却されますので、その後、文化スポーツ課（各支所、学校教育課）へ申請書（残り3枚）と併せてご提出ください。

構成員名簿 団体名 ()

記入日： 年 月 日

No.	氏名	年齢	住所
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

【注意事項】

- (1) スポーツ開放使用団体登録と併せて文化スポーツ課（各支所・教育委員会）ご提出下さい。
※学校への提出は不要です。
- (2) 各団体で管理されている名簿の様式でご提出いただいても構いません。
- (3) この調査による個人情報の収集・利用・管理については、「周南市個人情報保護条例（平成16年3月30日条例第14号）」に基づき、適正な維持管理を行います。

スポーツ開放の注意事項

1 使用について

- (1) スポーツ開放で使用できる施設は、体育館及びグラウンドになります。プールは、スポーツ開放の対象外です。
- (2) スポーツ開放は、住民団体が使用することが条件になります。
- (3) 使用できる時間は、午前6時から午後10時までの間です。
- (4) 申請できる使用期間は、4月1日から翌年3月31日までの年度間となります。
- (5) **原則として、年末年始12月29日から1月3日までの期間は使用できません。**
- (6) 学校長の了解の上、教育委員会が使用許可いたします。(休校中の学校は、休校地区にある支所の承認になります)
- (7) 使用時には、安全に配慮する管理指導員(詳細は別紙⑤)が必ず監視と指導をしてください。
- (8) スポーツ以外の使用や体育施設以外の使用は、スポーツ団体の主催であっても「周南市学校施設使用許可申請書」で申請してください。例：地区のお祭り・消防団の訓練・クリスマス会・キャンプなど(担当 学校教育課 TEL 22-8541)
- (9) 県大会の会場のスポーツ使用は「周南市学校施設使用許可申請書」で申請してください。
- (10) **学校クラブ活動で自校以外の屋内運動場や屋外運動場を使用する場合は、学校教育であるためスポーツ開放に該当しません。**それぞれの学校間において調整してください。ただし、スポーツ開放日誌を記入してください。

2 照明使用料について

- (1) 1時間につき**205円**の使用料がかかります。使用予定時間分を**前払い**で納付してください。
- (2) 使用時間は固定照明設備使用管理票で自己管理してください。
納付方法は、文化スポーツ課・学校教育課・各総合支所地域政策課・各支所でお尋ねください。

3 体育施設の修理・修繕について

- (1) 使用団体の責めにより施設を破損した場合は、使用団体が弁済することになります。スポーツ安全保険等の加入をお勧めします。
- (2) 体育館の照明設備等の不良については、学校教育課(☎22-8541 FAX21-2161)にご連絡ください。

4 その他

- (1) 申請書の1枚目は、学校の控えです。
- (2) ゴミ等は必ず利用者自身が持ち帰ること。
- (3) 学校敷地内は禁煙です。
- (4) 利用後は、後始末、清掃、戸締り、消灯、スポーツ開放日誌の記入をしてください。
- (5) 校地内での自動車の運転は、児童・生徒の安全確保のために細心の注意を払い、最徐行を励行すること。

5 問い合わせ先

周南市地域振興部 文化スポーツ課

(〒745-8655 周南市岐山通1-1)

☎(0834)22-8624 FAX(0834)22-8428

安全管理について

1 スポーツ開放実施中における安全管理

スポーツ実施中において、団体の管理指導員には「事故や怪我がないように安全に配慮する義務」が生じています。

◎説明責任・事前説明

新規入会者には、スポーツ実施時における注意事項（危険度や注意点等）を事前に説明する必要があります。

◎緊急時対応マニュアル

突然発生する怪我や事故に対し、冷静に対応するため統一した安全管理・危機管理のルールやマニュアルが有効です。団体で対応マニュアルを作成しましょう。（参考別紙④）

◎危険の察知

活動中に危険を予見若しくは回避できる場合は、必ずその危険を取り除く必要があります。

◎活動中の安全配慮

活動中は最も「安全」に注意しなければなりません。天候や気温、活動の環境、参加者の健康状態などにも常に注意を払って活動しなければなりません。

2 スポーツ用具・施設等の安全確認

スポーツ用具や施設に関しても事故や怪我の起こる危険がないように管理していかなければなりません。ボールやネット、ゴールなど、どれも使い方を誤れば事故や怪我につながる可能性があります。当然、用具や施設は安全に使用できるものでなければなりません。

◎用具、施設（設備）の安全点検

使用する前に必ず用具の点検をしてください。また、グラウンドや体育館などの施設（設備）に関しても、安全への注意が必要です。施設（設備）において事故や怪我が起こりそうな危険を事前に十分チェックし危険を回避することが望まれます。施設（設備）に修理が必要であれば学校教育課（☎22-8541 FAX21-2161）まで修理・交換の連絡をしましょう。

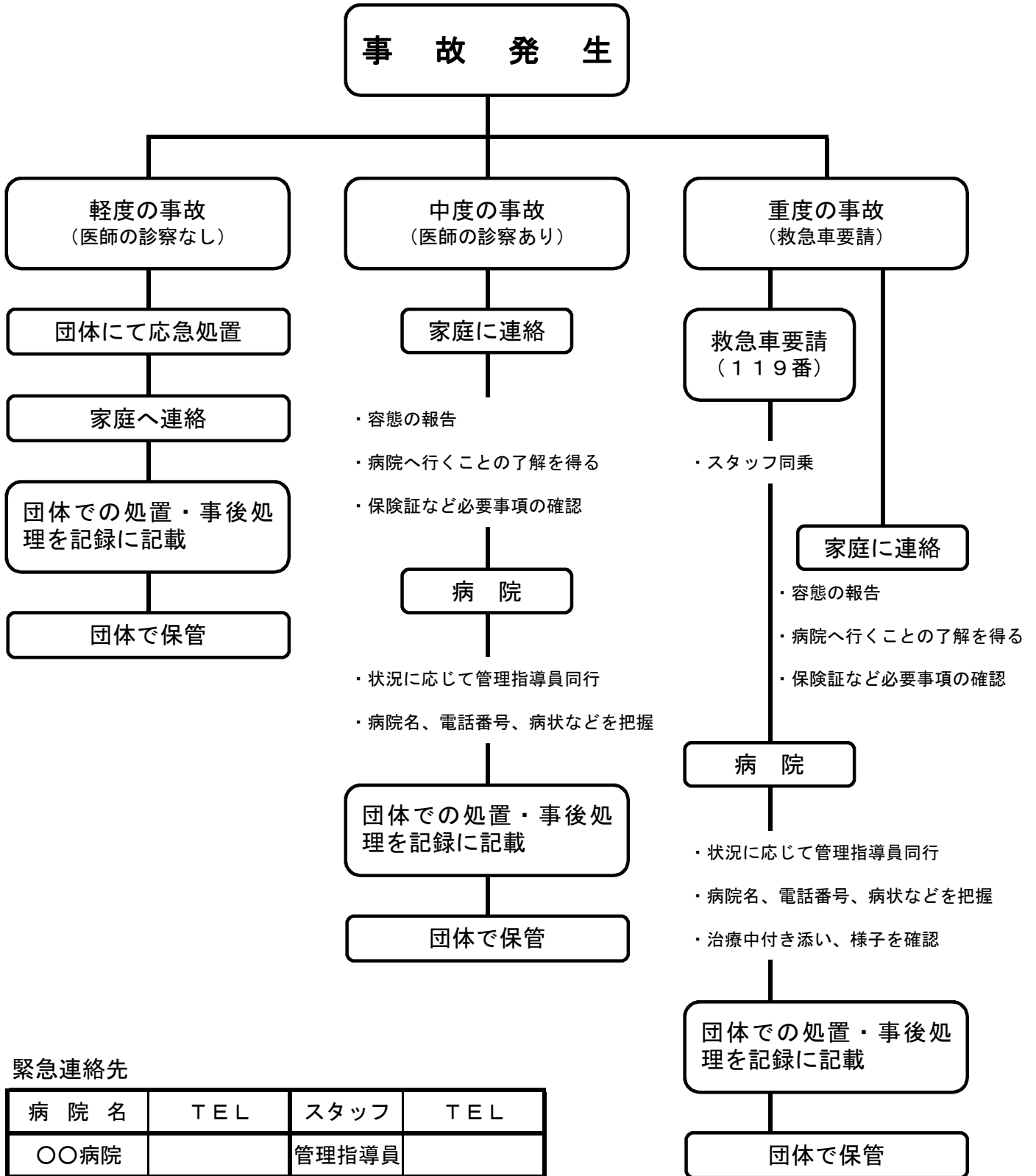
3 管理指導員について

スポーツ開放使用団体は、管理指導員を置きます。

管理指導員は、使用団体の指導者又は使用責任者をもって充てます。（詳細は別紙⑤）

緊急時対応マニュアル (参考例)

事故発生連絡体制図



緊急連絡先

病院名	TEL	スタッフ	TEL
〇〇病院		管理指導員	
△△外科		代表者	
□□整形		事務局	

使用責任者と管理指導員の役割

1 「使用責任者」とは、

- (1) 使用団体を統括する者。
- (2) スポーツ開放使用許可申請書に使用責任者として記載される者。
- (3) 学校等からの指示事項や連絡調整を管理指導員に周知を図る。
- (4) 管理指導員からの報告を受け、状況により学校や教育委員会へ報告をする。
- (5) 使用団体に発生した使用の問題点等について改善を図る。
- (6) 使用団体の責で生じた施設への損害について原状回復をする義務。
- (7) 体育館照明料や夜間照明料の支払い及び時間管理についての責任。

2 「管理指導員」とは、

- (1) 団体構成員の中から管理指導員を選出する。
- (2) 団体の指導者又は使用責任者をもって充てる。
- (3) 活動中に必ず監督が出来る者とする。
- (4) 活動中の者の危険防止等の適切な指導にあたる。
- (5) 学校や使用責任者等の指示事項に従い、構成員へ指示の周知を図る。
- (6) 活動中の事故や破損について、使用責任者へ報告し、記録をする。
- (7) 施設の開錠及び閉錠に関すること。
- (8) 用具、施設（設備）の使用前及び使用後の安全点検実施に関すること。
- (9) 照明の点灯及び消灯に関すること。
- (10) 施設使用後の原状回復及び清掃の指導、確認に関すること。
- (11) 使用中の者の危険防止に関すること。
- (12) スポーツ開放日誌の記入及び報告に関すること。

マナー向上へ

学校からの使用に関する指示事項は遵守して使用してください。
以下の事項に思い当たることはありませんか？ マナー向上に努め
ましょう！

悪質な使用団体については、使用許可を取り消します。

- 1 使用後の道具の片付けが不十分。
- 2 ① 戸締り、消灯をしていない。② モップ掛けやトンボ掛けをしない。
③ ゴミを残して帰る。④ トイレを乱雑に使用する。
- 3 タバコの吸い殻や灰が校内に落ちている。(学校敷地内は禁煙です。)
- 4 許可なく学校の道具を使用したり、自分たちの道具を常備したりする。
- 5 防球ネットがあっても張らずにボールを使用する。
- 6 施設を破損しても報告しない。
- 7 路上駐車をして近隣に迷惑を掛ける。(送迎の保護者も含まれる。)
- 8 校地内での自動車の運転は、児童・生徒の安全確保のために細心の注
意を払い、最徐行を励行すること。
- 9 使用する必要がなくなっても学校に連絡しない。
- 10 申請した使用時間を守らない。
- 11 雨等でグラウンド状態が悪いのに無理に使用して状態を悪化させる。
- 12 管理指導員が使用時間に立ち会わない。
(立ち会いできない場合は、使用を中止してください。)
- 13 学校からの指示事項を守ろうとしない。
(学校の判断が全てに優先します。)

年度 スポーツ開放固定照明設備使用管理票

() 学校屋内運動場 使用団体名

No.	月	日	曜	施設使用時間	固定照明設備 使用時間	使用料	備考
				: ~ :	時間	円	
				: ~ :	時間	円	
				: ~ :	時間	円	
				: ~ :	時間	円	
				: ~ :	時間	円	
				: ~ :	時間	円	
				: ~ :	時間	円	
				: ~ :	時間	円	
				: ~ :	時間	円	
				: ~ :	時間	円	
				: ~ :	時間	円	
				: ~ :	時間	円	
				: ~ :	時間	円	
				: ~ :	時間	円	
				: ~ :	時間	円	
				: ~ :	時間	円	
				: ~ :	時間	円	
				: ~ :	時間	円	
				: ~ :	時間	円	
				: ~ :	時間	円	
				: ~ :	時間	円	
				: ~ :	時間	円	
				: ~ :	時間	円	
				: ~ :	時間	円	
				: ~ :	時間	円	

* 施設を使用した団体は、必ず日誌の記入をお願いします。

* 実際に使用される前に、当初に納付書の発行を受けた課において、納付をお願いします。

* 1時間未満は切り上げになります。(例: 1時間30分使用した場合の記入時間は2時間)

年度 スポーツ開放固定照明設備使用管理票

() 学校屋内運動場 使用団体名

No.	月	日	曜	施設使用時間	固定照明設備 使用时间	使用料	備 考
				: ~ :	時間	円	
				: ~ :	時間	円	
				: ~ :	時間	円	
				: ~ :	時間	円	
				: ~ :	時間	円	
				: ~ :	時間	円	
				: ~ :	時間	円	
				: ~ :	時間	円	
				: ~ :	時間	円	
				: ~ :	時間	円	
				: ~ :	時間	円	
				: ~ :	時間	円	
				: ~ :	時間	円	
				: ~ :	時間	円	
				: ~ :	時間	円	
				: ~ :	時間	円	
				: ~ :	時間	円	
				: ~ :	時間	円	
				: ~ :	時間	円	
				: ~ :	時間	円	
				: ~ :	時間	円	
				: ~ :	時間	円	
				: ~ :	時間	円	

* 施設を使用された団体は、必ず日誌の記入をお願いします。
 * 実際に使用される前に、当初に納付書の発行を受けた課において、納付をお願いします。
 * 1時間未満は切り上げになります。(例：1時間30分使用した場合の記入時間は2時間)

※ 固定照明設備使用料は、1時間につき205円です。
 (1時間未満は切り上げになります)

記入例

定期的にご利用する〇〇バレーボールクラブが、基本的に週2回屋内運動場(体育館)を使用し、固定照明設備を使用される場合

平成31年度 スポーツ開放固定照明設備使用管理票

(● △ 小) 学校屋内運動場

使用団体名 〇〇バレーボールクラブ

No.	月	日	曜	施設使用時間	固定照明設備使用時間	使用料	備考
1	4	1	金	19:00 ~ 21:00	2時間	410円	
2	4	4	月	19:00 ~ 21:00	2時間	410円	
3	4	8	金	19:00 ~ 21:00	2時間	410円	
4	4	11	月	19:00 ~ 21:00	2時間	410円	休み。4/15へ振替。
	3	31	木	4月使用分	8時間	1,640円	
5	4	15	金	19:00 ~ 21:00	2時間	0-410円	4/11 振替分。
6	4	18	月	19:00 ~ 21:00	2時間	410円	
7	4	22	金	19:00 ~ 21:00	1時間	200円	
8	4	25	月	19:00 ~ 20:00	3時間	610円	
	4	14	木	4月使用分	8時間	1,220円	
					時間		
					時間		
					時間		

実際に使用される時間を記入してください。(準備の時間から終了までの時間です。)

固定照明設備使用予定時間を記入してください。(1時間未満は切り上げます)

赤字で記入してある箇所は支払先の職員が記入します。

- *施設を使用された団体は、必ず使用日誌の記入をお願いします。
- *実際に使用される前に、当初に納付書の発行を受けた場所において、納付をお願いします。

【注意事項】

①照明代は、使用日以前にお支払い頂きますようお願いいたします。お支払いが確認できない場合には、使用許可を取消させていただきますので、ご了承ください。

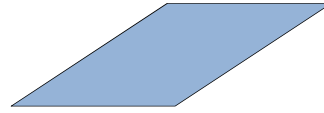
②都合により休まれた場合には次回に繰越が可能ですので、備考欄に備考欄にご記入下さい。

スポーツ開放 使用許可申請手順

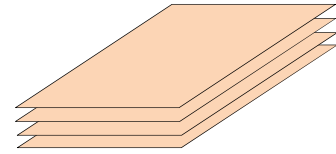
1. 学校へ申請

○提出書類

- ・スポーツ開放使用許可申請書（4枚複写）
- ・団体登録（名簿不要）



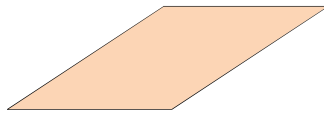
団体登録用紙



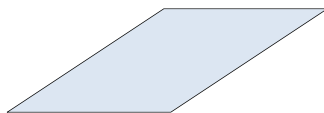
申請書 4枚複写

学校で受付後、スポーツ開放使用許可申請書の1枚目が回収され、残りの3枚及び団体登録用紙が返却されます。

学校回収

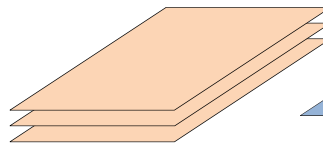


申請書 1枚目

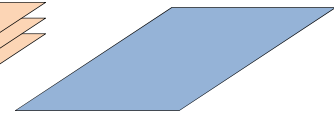


団体登録用紙コピー

利用団体へ返却



申請書残り 3枚

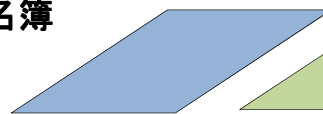


団体登録用紙

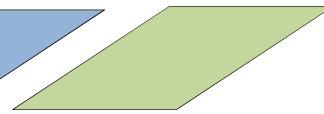
2. 文化スポーツ課（各支所・学校教育課）へ申請

○提出書類

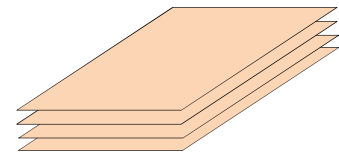
- ・スポーツ開放使用許可申請書（残り3枚）
- ・団体登録、構成員名簿



団体登録用紙



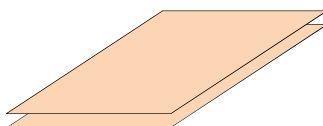
構成員名簿



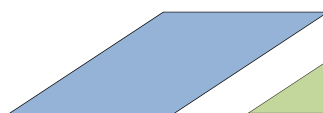
申請書残り 3枚

申請内容を確認後、許可書が交付され、申請書・団体登録用紙・構成員名簿が回収されます。

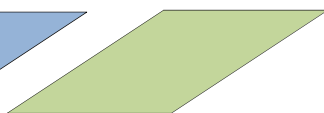
文化スポーツ課回収



申請書残り 2枚

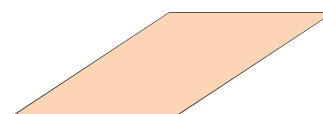


団体登録用紙



構成員名簿

利用団体へ交付



許可書 1枚

※申請書（4枚複写）の4枚目が許可書となっています。

【学校施設を利用される皆さまへ】
AEDを使用される時は、下記の点にご留意ください。

学校施設を使用される場合は、緊急時に適切な対応ができるよう、事前にAEDの設置場所や使用方法などを団体内でよく確認しておいてください。

AEDの使用について

- ①救急車を要請する(119番通報)
- ②AEDを設置場所から持ってくる
(裏面の表で、AED設置場所を事前に確認しておく)
- ③あわてずAEDのメッセージに従い使用する
電源ボタンを押す
パッドを貼り、AEDの自動解析に従う
- ④AED使用後は、設置業者へ必ず連絡する

設置業者がセコムの場合(表面参照)
セコムお客様サービスセンター
0120-756-771

設置業者が海井医科器械の場合(表面参照)
海井医科器械(株)
0834-26-1450

- ⑤直近の開庁時に、周南市教育委員会 学校教育課へ
AED使用の連絡をする

周南市教育委員会 学校教育課
0834-22-8541

※AED使用後は、円滑な治療のために医療機関から「心電図データ」の提出を求められます。周南市教育委員会から「心電図解析」をAED設置業者に依頼し、医療機関へ提出します。

周南市教育委員会 学校教育課
周南市岐山通1-1

AED設置場所一覧(平成30年6月改訂)

No	学校名	電 話	AED設置場所	設置業者 (AED使用後の連絡先)
1	徳山小	22-8800	体育館入り口	セコム(株)
2	遠石小	21-0246	体育館入り口	セコム(株)
3	今宿小	22-8830	体育館入り口	セコム(株)
4	久米小	29-0204	体育館入り口	セコム(株)
5	菊川小	62-2813	体育館入り口	海井医科器械(株)
6	櫛浜小	25-0042	体育館入り口	海井医科器械(株)
7	四熊小		体育館入り口	海井医科器械(株)
8	夜市小	62-2711	体育館入り口	海井医科器械(株)
9	戸田小	83-2016	体育館入り口	海井医科器械(株)
10	湯野小	83-2025	体育館入り口	海井医科器械(株)
11	大向小		体育館入り口	海井医科器械(株)
12	岐山小	22-8820	体育館入り口	セコム(株)
13	須磨小	86-2210	体育館入り口	海井医科器械(株)
14	沼城小	88-0008	体育館入り口	海井医科器械(株)
15	周陽小	28-0555	体育館入り口	セコム(株)
16	桜木小	28-6310	玄関	海井医科器械(株)
17	秋月小	28-2151	体育館入り口	セコム(株)
18	大津島小	85-2004	体育館入り口	海井医科器械(株)
19	鼓南小	84-0012	玄関	海井医科器械(株)
20	富田東小	62-2335	体育館1F入り口	セコム(株)
21	富田西小	62-2075	体育館入り口	セコム(株)
22	福川小	62-2676	体育館1F入り口	海井医科器械(株)
23	和田小	67-2101	保健室前廊下	海井医科器械(株)
24	福川南小	63-8230	体育館ステージ上、玄関	海井医科器械(株)
25	三丘小	0833-91-0327	体育館入り口	海井医科器械(株)
26	高水小	0833-92-0091	体育館入り口	海井医科器械(株)
27	勝間小	0833-92-0094	体育館入り口	セコム(株)
28	大河内小	0833-92-0097	体育館入り口	海井医科器械(株)
29	八代小	0833-91-0017	玄関	海井医科器械(株)
30	鹿野小	68-2288	体育館入り口	海井医科器械(株)
1	鼓南中	84-0231	体育館入り口	海井医科器械(株)
2	太華中	25-0228	体育館入り口	セコム(株)
3	岐陽中	22-8840	体育館入り口	セコム(株)
4	住吉中	22-8850	体育館入り口	セコム(株)
5	菊川中	62-2805	体育館入り口	海井医科器械(株)
6	桜田中	83-2007	体育館入り口	海井医科器械(株)
7	中須中		体育館入り口	海井医科器械(株)
8	須々万中	88-0021	体育館入り口	海井医科器械(株)
9	周陽中	28-1348	体育館入り口	セコム(株)
10	秋月中	28-5830	体育館入り口	海井医科器械(株)
11	富田中	62-2501	体育館入り口	セコム(株)
12	福川中	62-2703	体育館入り口	海井医科器械(株)
13	和田中	67-2102	体育館入り口	海井医科器械(株)
14	熊毛中	0833-91-0651	体育館入り口	セコム(株)
15	鹿野中	68-2289	玄関	海井医科器械(株)